

大阪市長候補者選定のための党员投票実施要領

大阪市長候補者選定要綱第3項④に基づき、党员等の投票を下記のとおり実施する。

1 管理執行

党员投票は大阪市長候補者予備選挙実行委員会（以下「当委員会」という。）が管理執行する。

2 投票日程

- 9月15日 一般党员確定
- 11月4日 最終候補者決定
- 11月29日 一般党员へ投票案内郵送
- 12月1日 告示日
- 12月10日 最終投票日（投票は午前9時から午後5時まで）
開票日
結果発表

3 投票権を有する党员等

(1) 有資格者

- ① 特別党员 大阪府総支部に所属する特別党员で、告示日に党员でありかつ最終投票日前日に特別党员である者
- ② 一般党员 令和4年9月15日付けで大阪府内に住所を有する一般党员
- ③ オンライン会員設置要綱に基づくオンライン会員で最終投票日の前日までに登録した者

(2) 有資格者名簿

- ・一般党员の有資格者名簿は、9月15日付け登録者で確定し、その後死亡、離党等により有資格者でなくなった場合は当該名簿から削除し投票案内は発送しない。
- ・有資格者名簿は公表しない。

4 投票

(1) 投票の原則

- ・党员投票は、有資格者名簿に登録されている党员等による投票により行うこととし、当該名簿に登録されていない者は、投票することはできない。
- ・一般党员及び特別党员の投票とオンライン党员の投票との有効比率は9対1とする。
- ・単記無記名で記号式投票とする。なお、一般党员投票において、最終候補者決定後、当該候補者の辞退等により候補者が変動することで記号式投票用紙を作成する暇がない場合は、自書式投票とする。

(2) 投票方法

- ① 特別党员 e投票で実施

- ・告示日にメールにより e 投票での実施を通知
- ・最終投票日の前日にメールでURLを通知
- ・最終投票日の午後 5 時まで投票

② 一般党员 郵便投票及び投票箱投函方式で実施

- ・告示日の前々日に封書で候補者情報及び返送投票用紙を発送
- ・郵便投票については、大阪南郵便局留めとし、最終投票日の正午までに当該郵便局留めとなった投票をもって有効とする。
- ・投票箱投函方式については、大阪市内 6 か所で開催する候補者討論会に投票箱を設置し、郵送した投票用紙を持参して投票箱に投函することができることとする。また、最終日の午前 9 時から午後 5 時の間、マイドームおおさか 2F「B ホール」に投票箱を設置し、投函できることとする。
- ・有資格者名簿により発送した投票用紙は、本党管理機関の瑕疵を除き再送しない。

③ オンライン会員 ライン上のアンケートシステムにより最終投票日の午後 5 時まで回答

(3) 投票の秘密

当委員会、事務局職員及び開票事務従事者は、投票及び開票にあたって、有権者の投票の秘密が守られるよう、最大限の配慮をしなければならない。

5 開票

- ① 開票は、投票終了後すみやかに当委員会の監督の下に行う。
- ② 開票の従事者として、事務局職員及び当委員会が委嘱した者をもって充てる。
- ③ 開票にあたっては、有効、無効を区別し、有効票を各予備選候補者ごとに得票数を確定する。
- ④ 当委員会は、有効投票の最多数を得た予備選候補者を当選者と決定し、各予備選候補者の確定得票数とともに、代表に報告する。また、得票数が同数の場合は、そのまま代表に報告する。
- ⑤ 次の投票は、無効とする。
 - 一 正規の用紙を用いないもの
 - 二 予備選候補者となることのできない者に対して○の記号を記載したもの
 - 三 二人以上の予備選候補者に対して○の記号を記載したもの
 - 四 予備選候補者の何人に対して○の記号を記載したかを確認できないもの
 - 五 ○の記号以外の事項を記載したもの
- ⑥ 開票が終了したときは、選挙結果調を作成する。

6 無投票当選

当委員会は、投票案内後予備選候補者が一人となった場合は、党员投票は行わず、その者をもって当選者とし、代表に報告する。

7 選挙運動

(1) 当委員会が行う党営選挙運動は次のとおり

一 候補者政見

各予備選候補者から提出された政見等（内容は、写真、経歴、職、信条、政策等とする。）をまとめ、特設ページへ掲載するとともに、一般党员へ郵送する。

二 討論会の開催

- ・大阪市を除く大阪府内

最終候補者決定後から告示日の前日の間で、討論会を3回開催する。

- ・大阪市内

告示日から最終投票日の前日の間で、討論会を6回開催する。

(2) 予備選候補者及び特別党员から一般党员への選挙運動は禁止する。

また、何人も、予備選挙に関して買収及び供応、予備選候補者の名誉を傷つける行為その他選挙の清潔、明朗及び公正を害する行為を行ってはならない。

上記禁止行為が行われたと判断した場合には、その事実を公表するとともに、当該行為の中止勧告等を行い併せて違反行為者は厳しく処分する。